

第2回文化財ワーキンググループでの御意見

I 新たな時代の中で「文化財」が「文化力」構築に果たす役割

【西村座長代理】

- ・文化財保護法は戦後まもなくできたもので、精選主義・重点主義となっている。様々な文化財に国民がより触れることができるような、「多様な文化を守っていく」という方針をもっと強く打ち出すべきではないか。

【林田委員】

- ・各省連携が必要である理由は、「文化的な観点から各省も取組を行っており、相互の協力が不可欠な状況となっている」からではないか。
- ・文化財保護制度の対象を少し広げる理由としては、「文化財への関心が高まっており、地域づくりなどへの活用も期待されている状況ではあるが、十分な保護を享受できていない状況であるため」ではないか。

II 文化財のもつ潜在力を一層引き出すための文化財行政への展開

1. 「文化力」の発信のための文化財の公開・活用の在り方

(1) 文化財の公開、活用を促進するための方策について

○公開、活用の在り方

【佐々木座長】

- ・北海道の美瑛町（びえいちょう）は、「フランスの最も美しい村」に倣った「日本で最も美しい村連合」に加盟している。歴史的風致維持向上計画の認定を受けた自治体には人口規模の大きな市が多いが、美瑛町のような小さな町の取組にも注目すべき。
- ・「フランスの最も美しい村」の基本コンセプトは、
 - ① 2つぐらいの歴史遺産があること
 - ② その土地に根ざした農産品などの大地の恵みを活用すること
 - ③ 村に向かう行程も魅力的であること
 - ④ 美術工芸品のような見るべき文化財があること
 - ⑤ 村の各員が誇りを持って運動を推進していること
 - ⑥ 未来に対しても働きかける姿勢を持つことであり、文化財を面として活用する指針の参考になるのではないか。

【石上委員】

- ・登録建造物は、外形は保存しつつ内部の改変はある程度自由とし、利活用する制度であるが、例えば登録された建造物を指定することとなった場合、「安易に登録させて利活用させるのではなく、もっと厳格に保存すべきではなかったか」という議論になる可能性もあるのではないか。
- ・大学は、図書館・博物館・研究施設などが集積する壮大な文化遺産であるため、実態把握調査や教育遺産として保護する事業等を実施してはどうか。

○公開、活用促進のための支援の充実

【清水擴委員】

- ・東京文化財ウィークは年間予算が600万円程度であり、国がこのような取組を支援すれば費用対効果が大きいのではないか。

【富山委員】

- ・地方は伝統文化を活用した取組への意欲はあるが資金面で苦労している。地方には元の形のまま先人から遺された文化財がまだ多く残っており、そうしたものを次代に継承するための自主的な取組を支援することは重要ではないか。

○文化財の魅力の再発見を促す展示機能等の充実

(2) 地域の活性化を促す文化財の活用について

○地域の活性化に資する文化財の魅力の再構築、発信

【西村座長代理】

- ・地方の文化が国の文化の根底をなしており、歴史まちづくり法の取組を進めることにより、地域にある文化財が発掘され、日本には素晴らしいものがたくさんあるということを示すことができるのではないか。

【清水真一委員】

- ・登録建造物の中で無形文化財の実演を行うなど、無形文化財と有形文化財のコラボレーションで新たな創造が生まれるのではないか。

【増田委員】

- ・住宅メーカーには、新しく作るものが将来の文化財であるという感覚が全くない。歴史的なまちなみに即した適切な外観案などを文化庁が公募し、歴史的風致維持向上計画を策定した地域で活用してもらうなどの手段もあるのではないか。
- ・東京文化財ウィークでは、地域の人々の普段からの活動も評価ポイントとなる。建造物の公開だけでなく、無形遺産の公開にも活用するなど、分野を横断した積極的な利活用を進めている。

【森西委員】

- ・京都芸術センターは、小学校旧校舎を登録建造物として保存しているだけでなく、芸術活動支援や芸術に関する情報の収集・発信、ボランティアスタッフの育成などを行っている。組織・人材育成・活動空間を一体として考える必要がある。

2. 文化財を将来の世代に持続的に継承するための適切な保存の取組

(1) 適切な保存のための取組の充実について

○文化財の適切な保存のための取組の充実

【佐々木座長】

- ・デジタル化以前の資料の整理は、ある意味国家的プロジェクトとして考えていくべきものかもしれない。
- ・40年ほど前にフランスの文化財保護制度について調べたことがあるが、フランスでは国宝・重要文化財のような明確な制度はなく、できるだけ多くの文物について地方の力を借りて登録を行い、国は、国宝・重要文化財級のものを把握はするが公表はしないという仕組みだった。

【西村座長代理】

- ・文化財保護制度をピラミッド型として考えた場合、指定文化財より登録文化財の数が少ない分野があるということは如何か。
- ・中国や韓国は、文化財の周辺環境を保存する仕組みがあり、我が国はアジ

アでも遅れている。例えば五稜郭タワーの建て直しに際して文化庁が何も意見を言えない状況はおかしいのではないか。文化財保護法にも環境保全規定があるのだから、それをしっかりと活用したり、新規に保護施策を打つべきではないか。

- ・アメリカやイギリスでは、文化財周辺での工事には事前のチェックが必要となっている。不必要な公共事業をチェックすることも重要ではないか。
- ・記録選択は登録とは違う性格のものである。登録無形文化財があっても良いのではないか。

【石上委員】

- ・既存のアーカイブの保存を考える必要がある。例えば写真については、マイクロフィルムのように今後、入手が難しくなってくる材料も考えられ、また、それをデジタルに変換するにも、標準的基準もない。音源なども含め、100年後までどのような形で現在のアーカイブを遺していくかを議論すべき。
- ・在外日本資料の修復・整備など、これまで様々な団体が支援を行ってきており、文化財に関する取組には様々な蓄積があるはずであり、それらを踏まえた取組が必要。

【林田委員】

- ・登録制度によって把握できる文化財の範囲は広がり、所有者との接点が多くなったことは大きな収穫である。また、周辺環境保護の考え方は世界遺産などでも取組が進められている。
- ・現行の文化庁の体制では、無形文化財や民俗文化財の保護対象の拡大といっても、十分な調査を行うことも難しいのではないか。

【森西委員】

- ・箏曲など、能・歌舞伎・文楽などに比べ保護への取組が十分とはいえない分野について、特に保護の措置が必要。

(2) 文化財の計画的な保存修理、防災対策の実施について

- 長期にわたる修理計画の立案、計画的な整備の実施
- 日常的な維持管理の充実
- 周辺を含めた広域的な防災体制の構築
- 原材料の確保

(3) 文化財について理解を深めるための方策について

- 子どもの頃から文化財に親しむ機会の充実

【小田委員】

- ・長岡京市では、学校教育においても、小学校へ語り部という形で文化財に携わる方々に入ってもらっており、子どもたちへの効果とともに、語り部自身も仕事に磨きをかけられている。

○文化財の保護に関する理解の増進、支える仕組の構築

【西村座長代理】

- ・アメリカでは修理費用を分割して税額控除できる仕組みがある。寄付税制や文化財の物納を優先して認めるなどの工夫ができるのではないか。

| |
|---|
| <p>【小田委員】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・まちづくりの観点から文化財をどう活かしていくかについては、町全体の景観や文化財の価値付けなどのほか、多くの市民に文化財に関わるきっかけを如何に提供するかも重要な論点である。例えば文化財愛護に関する文化庁の委嘱研究事業の受講を修了された方々が、今ではボランティア活動に参加するまでになっている。 ・社会全体で文化財を支えることを実現するためには、文化財に理解を示してもらい、それらを担うNPOなど草の根の運動について、文化庁がソフト面から少額でも良いので支援するのも方策ではないか。 |
| <p>【清水真一委員】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・文化財を「ある団体が価値があると思う物」とすれば、例えば企業の歴史に欠くことのできない物も文化財となり、そのような団体が自律的に守ろうとする文化財に対しても、税制等による支援ができないか。 |
| <p>【森西委員】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会人のための文楽教室などのように、もっと容易に文化財に親しめる機会を提供できないか。 |

3. 無形の文化財や文化財を支える技術・技能の伝承者等の養成

(1) 伝承者養成の在り方について

○無形の文化財や文化財を支える技術・技能の伝承者養成の方策

| |
|---|
| <p>【富山委員】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・昭和40年代に行われた「人間国宝の会」を現在開けば世間へのアピールとなり、寄付等も集まりやすくなるのではないか。 ・例えば箏曲の演奏は、近年は広いスペースで演奏するようになっており、演奏者もそれに合わせて演奏している。また、世界的な音楽の潮流や観客の変化に合わせて、演奏者も工夫を重ねている。 |
| <p>【林田委員】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・無形文化財は姿を変えないことを前提として保存・活用しているが、そうではなくて、発展していくべき要素がなければ保存すべきものといえないのではないか。保存・活用から継承・発展にすべきと考えるが、文化財行政として発展まで担うべきかどうかについては疑問がある。 |
| <p>【増田委員】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・無形文化財の場合、経済基盤がその地域にないことが多いためまとめることが困難な場合が多い。そのため、経済産業省などとの連携等が必要ではないか。 |

(2) 担い手の裾野の拡大方策について

○教育、研究機関等との連携の方策

○無形の文化財や文化財を支える技術・技能の価値の浸透を図るための方策

| |
|---|
| <p>【森西委員】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・無給でボランティアを行っている大阪の文楽応援団などの団体へは、お金よりもその活動を広報したり表彰したりするなど、活動しやすい環境を作る方が大切ではないか。 |
|---|

4. 文化財を通じた国際協力・交流の推進

(1) 文化財保護の国際協力の推進について

- 国際協力の推進
- 文化財保護の国際協力に係る人材の育成

(2) 文化財を通じた国際交流の推進について

- 国際発信の強化のための方策

【石上委員】

- ・これまで行ってきた日本の文化財保護への活動・貢献の蓄積について対外的にもっとアピールすべきではないか。

Ⅲ 文化財行政における「国」、「地方」、「新しい公共」各々の役割及び連携 (総論)

【林田委員】

- ・文化財保護法には地方指定文化財についての規定がほとんどなく、保護対象の拡大について、国が登録制度などで担うべきか、地方指定文化財の制度を活用するかなども論点になるのではないか。
- ・保護対象の拡大の実現については、学会や研究所との協力体制の構築なども考える必要があるのではないか。

○国の役割等

【西村座長代理】

- ・地方は国の制度を見習うことが多く、率先して保護対象の拡大を図ることが国の役割ではないか。
- ・文化庁でしかできないことが文化財の価値付けであり、歴史まちづくり法に関する作業においても国土交通省が高く評価している。これを、例えば相続財産についての税制優遇の対象を決めるなど、もっと活用できないか。

○地方公共団体の役割等

【清水真一委員】

- ・仏教美術のようにある程度全国一律の価値付けがあるものはそれに従えばよいが、民俗文化財のように国全体における文化の多様性を重視すべきものへの対応は、地方が行うことは厳しいのではないか。

○新しい公共の役割等

【清水真一委員】

- ・専門家以外にも、何らかの形で文化財の保存・活用の取組みに参加したいという人は多い。人材のデータバンクを整備し、参加したいというニーズと人材を求める文化財に関する事業を適切に橋渡しできれば、効果は大きいのではないか。